

男鹿市告示第103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定により、次のとおり指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号および第115条の20第2号に基づき、公示する。

令和5年9月6日

男鹿市長 菅原 広二

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社ヘルスケア悠愛	グループホームゆうあい 男鹿市払戸字渡部114番 地3	令和5年8月29日	認知症対応型共同生活介護
		廃止年月日	介護予防認知症対応型共同生活介護
		令和5年9月30日	